

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和8年9月30日 京都地方法務局舞鶴支局 登記官 森田和也

記

- 1 手続番号
第1304-2023-0107号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
舞鶴市字堀上小字堀上町192番
- 3 地目
畑
- 4 地積
39㎡
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）
山本柟兵衛
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者がいない（令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ）